

安心生活



定年を迎えた後、手取り収入がどうなるかは生活設計を大きく左右する。再就職のし方や雇用保険の受け取り方などによって、年金額が大きく変わることがあるという。制度は複雑だ。いったい年金と雇用保険の関係はどうなっているのか。

東京都新宿区に住む河本康一さん(仮名、63)は最近、離水を踏む思いを味わった。長年勤めた会社を退職、いざれ再就職する気があつたので近くのハローワークを訪れ、六十五歳まで受給資格がある失業給付の申請をしたところ、受け取っていた年金が打ち切られてしまったのだ。

勤めている間は、厚生年金(在職年金)は満額より少ない。退職したら、これが満額の約二十万円になると思っていた。十八万円割の失業給付と合わせ、しばらくは三十八万円ほどの収入を毎月確保できるとあてこんでいた。

実際には、高齢厚生年金と失業給付は同時に受け取れない。「年金は退職した人に対する所得保障。就業意欲のある人向けの失業給付と併給するのは目的にあわない。働くよりも収入が高くなって、求職の意欲がそがれる可能性もある」(厚生労働省)

定年後の再就職に難題?

失業給付を申請すると、年金は自動的に一時停止する。定年などで退職したら、受け取れない失業給付と年金の額を調べ、どちらを選ぶかよく考える必要がある。

土の奥山恵一さん。実際、河本さんもそう助言された。申請しに気が付いて失業給付の申請を取り下げたが、年金の支給再開には時間がかかった。約三カ月間受け取れなかったのは、預金を取り戻すのに手間がかかっていた。

年金 失業給付中はゼロ

Table with 4 columns: 年金と雇用保険の関係は、60歳~65歳未満の在職中は労働時間によって変わる. Includes a table for 年金給付 and 失業時の給付は65歳が分岐点.

実は週三十時間以上働くことができない。加入する資格が厚生年金と雇用保険では微妙に違う。厚生年金の場合はおおむね週の労働時間が正社員の四分の三以上(約三十時間以上)、雇用保険は二十時間以上、週三十時間以上働くことになり、年金が減額される。逆に週二十時間未満の場合は、ともに加入からはずれるので、雇用保険給付を受け取れない。

働き方によって手取りが変わる(文中の山本さんの場合、月額概数)

Table comparing income and deductions for two scenarios: 週20時間~30時間未満勤務 and 週30時間以上勤務. Includes a callout box: 在職、雇用継続給付との調整で減額.

(※は専業主婦、専年の月収約50万円・年収約700万円、勤務先は通常週40時間勤務、加齢年金除く、社労士の加藤晋氏試算)

60-64歳、雇用保険と調整 勤務時間長いと減収も

雇用保険には、様々な給付制度がある。六十五歳になるまで受け取れる失業給付(一般求職者給付)以外に、六十五歳以上で職を失うと「高齢求職者給付」を利用できる。日額千七百六十円、百円の三十、五十日分が一時的に支給され、高齢厚生年金と同時に受け取れる。

雇用保険 曲がり角

児・介護休業をとったときにも雇用保険から給付が出る。二〇〇三年度の額は約二・一兆円。近年、制度上の問題を批判されることも多い。例えばパートなど、働き方の多様化に対応できていない。週二十時間以上、一年以上働いて勤めるといった加入条件からこぼれ落ちる人が増えている。派遣社員らが不安定な就労形態であることに

パート・派遣に対応できず

つけこんで、条件を満たしているのに加入させないケースもある。事業所向けの助成制度が乱立し、無駄遣いなども指摘されている。制度維持のため、来春から保険料率の引き上げが決まっているが、「雇用の流動化を妨げない仕組みが必要だ」(五十歳救済法政大教授)という声が出て

△で働くのがつらくなった。一時役員を務めた勤務先に愛着があり、通常の短い勤務時間で働こうと、会社と交渉してみようとした。同じように時間短縮するなかでも、比較的長めに働く方が、かえって手取りが増えるかもしれない。最終的に選んだのは、週二十八時間勤務。賃金は月約五十万円(約三十五万円)に減ってしまうものの、雇用継続給付を受け取れるので「一層を補てんでくれる。労働時間が短くなるため、厚生年金の加入からははずれ、保険料の負担がなくなる。年金は満額の約二十万円を受け取れる。

山本さんのケースはあくまで一例。雇用継続給付や年金の計算は複雑だ。試算のこともになる介護保険料なども住む地域によって違うので、自分の場合の額を知るには社労士などに相談する必要がある。ややこしい。だが、仕組みを理解しないままだと、生活設計の目算がくるかもしれない。

(経済部 深野尚孝)